

# 法令索引

油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のために使用する薬剤の技術上の基準を定める省令……………	三六五	外船舶建造融資利子補給臨時措置法……………	二六九	海上衝突予防法施行規則第九条第一項第三号の動力船を定める告示……………	二九〇
うる省令……………	三六五	外船舶建造融資利子補給臨時措置法施行規則……………	二七〇	海上衝突予防法施行規則第二十二條第一項第十五号の信号を定める告示……………	二九〇
運輸安全委員会運営規則……………	四四二	外船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令……………	二五二	海上における人命の安全のための国際条約等による証書に命する省令……………	二六六
運輸安全委員会事務局組織規則……………	四三八	造契約の防止に関する法律……………	一七九	海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する省令附則第二條第三項の国土交通大臣が定める登録水先人養成施設の課程の一部を定める告示……………	二七七
運輸安全委員会設置法……………	四三〇	外国等による本邦外船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律……………	六	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二七七
運輸安全委員会設置法施行規則……………	四三七	外国等による本邦外船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律施行規則……………	九	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二七七
運輸安全委員会設置法施行令……………	四三六	海事代理士試験規程……………	四〇	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二七七
運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令……………	二七五	海事代理士法……………	四六	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二七七
運輸審議会一般規則……………	四三三	海事代理士法施行規則……………	四三	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二七七
運輸審議会令……………	四三二	海上運送法……………	三	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二七七
え	四三二	海上運送法施行規則……………	三	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二七七
英国船舶ノ検査二関スル件……………	一四三	海上運送法施行令……………	二四	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二七七
液化ガスばら積船の貨物タンク等の技術基準を定める告示……………	一一四	海上交通安全法……………	二九三	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二七七
液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示……………	二六一	海上交通安全法第二十五條第二項の規定に基づく経路の指定に関する告示……………	三〇七	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二七七
お	二六一	海上交通安全法施行規則……………	三〇七	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二七七
大島瀬戸における経路の指定に関する告示……………	三七九	海上交通安全法施行規則第六條第四項の規定による仕向港に関する情報及び進路を知らせるために必要な情報を示す記号を定める告示……………	三〇六	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二七七
示……………	三七九	海上交通安全法施行令……………	三〇六	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二七七
か	三二四	海上交通安全法施行令……………	三〇六	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二七七
海運企業財務諸表準則……………	三三三	海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令施行細則……………	二九四	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二七七
海技試験の定期試験の期日及び場所等を定める告示……………	二〇七	海上衝突予防法……………	二九七	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二七七
	二〇七	海上衝突予防法施行規則……………	二九五	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律……………	二七七

法令索引

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第九条の六第三項の規定に基づく未査定液 体物質の査定に関する省令……………	三五四	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の規定に基づく船舶の設備等に関する技術 上の基準等に関する省令第三十一条の有害 液体物質を定める告示……………	三三三	管区海上保安本部の所掌事務の特例に関する 省令……………	二七四
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第六十五条第二項第一号に規定する担保金 の提供等に関する命令……………	三七〇	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の規定に基づく船舶の設備等の検査等に關 する規則……………	三六六	危険物船舶運送及び貯蔵規則……………	九七三
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 施行規則……………	三三〇	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の規定に基づく船舶の設備等の検査等に關 する規則第一条の五の六の用途を定める告 示……………	三三三	危険物船舶運送及び貯蔵規則第三百八十五 項の外国を定める告示……………	一一三
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 施行規則第十一条の三第三項等に基づく電 磁的記録の基準を定める告示……………	三三〇	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の規定に基づく船舶の設備等の検査等に關 する規則第一条の五の六の用途を定める告 示……………	三三三	危険物船舶運送及び貯蔵規則第五百八条に おいて準用する船舶防火構造規則の告示で 定める要件等を定める告示……………	一一三
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 施行規則第三十七条の十七第三項の容器及 び包装を定める告示……………	三三二	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の規定に基づく船舶の設備等の検査等に關 する規則第二条第五項の船舶を定める告示……………	三七四	危険物を取納する海上コンテナの質量の確定 方法を定める告示……………	一一六
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 施行令……………	三三六	海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象 設備型式承認規則……………	三五七	義務船舶局等の運用上の補則を定める件……………	二二六
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 施行令第五条第一項に規定する埋立場所等 に排出しようとする金属等を含む廃棄物に 係る判定基準を定める省令……………	三七九	海洋基本法……………	四二六	救命艇手規則……………	三七七
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 施行令の規定に基づき環境大臣が指定する 廃棄物を定める件……………	三二九	海洋構築物等に係る安全水域の設定等に關す る法律……………	四二五	救命艇手試験科目……………	三三六
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の規定に基づく事業場の認定に関する規則……………	三二六	海洋構築物等に係る安全水域の設定等に關す る法律……………	四二五	漁船特殊規則……………	三三〇
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の規定に基づく船舶の設備等に関する技術 上の基準等に関する省令……………	三三〇	海洋法施行規則……………	四七五	漁船特殊規則第三条第十一号及び第四条第九 号に掲げる業務を定める告示……………	九三二
		海洋法施行規則……………	四七五	漁船特殊規程……………	三三〇
		確定速力算出明細書及び確定速力の算出要領……………	三三六	漁船の基準を定める告示……………	三三八
		貨物利用運送事業報告規則……………	三三〇	漁船法……………	一六四
		貨物利用運送事業法施行規則……………	三二五	漁船法施行規則……………	一六四
		環境基本法……………	三二七	漁船法施行令……………	一六五
				巨大船等の航行に関する通報の方法に関する 告示……………	一〇六三
				検疫法……………	四三二

検疫法施行規則	四〇四六	港湾法	一八五	小型船舶の登録等に関する法律	五九四
検疫法施行令	四〇四三	港湾法施行規則	一八三	小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める省令	六八
二		港湾法施行令	一八四	小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令	六四
航海計算書等の様式	三三	港湾労働法	一九五	国際海上物品運送法	四〇七
航海当直基準	二七〇	港湾労働法施行規則	一九六	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保に関する法律	二八四
航海に関する記録を定める告示	二七五	港湾労働法施行令	一九三	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二八〇
航海ノ制限等二関スル件	二六七	小型漁船安全規則	一九四	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二八〇
航海用具の基準を定める告示	一四七	小型漁船の基準を定める告示	一九五	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第二項第五号の船舶を定める告示	二九〇
港則法	三六一	小型漁船の総トン数の測度に関する省令	一九三	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二八〇
港則法施行規則	三三二	小型漁船の総トン数の測度に関する政令	一九三	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二八〇
港則法施行規則第八條の二の規定による指示の方法等を定める告示	三三八	小型漁船の総トン数の測度に関する省令	一九七	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第二項第五号の船舶を定める告示	二九〇
港則法施行規則第十一條第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号	三三九	小型漁船の総トン数の測度に関する政令	一九七	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第七條第四項の保安確認書に関する告示	二九〇
港則法施行規則第十一條第二項の港を航行するときの進路を表示する信号	三三三	小型船舶検査機構の財務及び会計に関する省令	一九六	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第十六條第一項第十二号の国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な事項を定める告示	二九〇
港則法施行規則の危険物の種類を定める告示	三三九	小型船舶操縦士国家試験の実技試験に使用する小型船舶の基準を定める告示	一九三	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第七十四條第二項及び第七十六條第二項の海上保安官署の長を定める告示	二九二
港則法施行令	三三九	小型船舶操縦士試験機関が特定試験事務を行う事務所の管轄区域の告示	一九六	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第七十七條第二号の船舶を定める告示	二九三
交通政策審議会令	四二七	小型船舶操縦士試験機関に関する省令	一九四	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第七十七條第二号の船舶を定める告示	二九三
甲板積み木材の締めつけの方法を定める告示	二六六	小型船舶操縦士試験機関に関する省令	一九四	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第八十三條の権限の委任に関する告示	二九三
航路等を記載する海図の指定に関する告示	三〇三	小型船舶操縦士試験機関に関する省令	一九四	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二九三
航路標識の設備の基準等を定める告示	三〇三	小型船舶操縦士試験機関に関する省令	一九四	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二九三
航路標識法	二七五	小型船舶操縦士試験機関に関する省令	一九四	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二九三
航路標識法施行規則	二七五	小型船舶操縦士試験機関に関する省令	一九四	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二九三
航路標識法施行令	二七五	小型船舶操縦士試験機関に関する省令	一九四	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二九三
港湾運送事業法	一九五	小型船舶操縦士試験機関に関する省令	一九四	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二九三
港湾運送事業法施行規則	一九六	小型船舶操縦士試験機関に関する省令	一九四	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二九三
港湾運送事業法施行令	一九三	小型船舶操縦士試験機関に関する省令	一九四	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二九三
港湾調査規則	三〇三	小型船舶操縦士試験機関に関する省令	一九四	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二九三

法令索引

等に関する法律施行令	二六五	商法(抄)第三編 海商	四一	船員職業安定法施行令	二六〇
国際信号書の使用に関する省令	二六一	商法第七百九条二規定スル属員目録ノ書式ノ件	四二	船員電離放射線障害防止規則	二四三
国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則	二七〇	商法施行法(抄)	四三	船員電離放射線障害防止規則の規定に基づき国土交通大臣が定める限度及び方法	二五〇
国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則第二十二條第一項第二号の船舶の航行に伴い生ずる廃棄物及び同項第三号の船用品を定める告示	一七七	商法施行法第百二十二条ノ規定ニ依ル湖川、港湾及沿岸小航海ノ範圍ニ関スル件	四四	船員に係る未払賃金の額の確認等に関する省令	二三八
国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令	一六八	進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶及び側方を警戒する船舶の指定に関する告示	四五	船員に関する個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則	二四三
国土交通省設置法(抄)	四四二	進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶又は側方を警戒する船舶の配備を指示する場合における指示の内容に関する基準を定める告示	四六	船員に関する個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則第一條第一項の規定に基づき、あつせん申請書の様式を定める件	二四五
国土交通省組織規則(抄)	四四七	水域保安規程等に記載すべき事項に関する告示	四七	船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則	二四八
国土交通省組織令(抄)	四四八	水難救護法	四八	船員に関する賃金の支払の確保等に関する法律施行規則	二四九
固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示	一六三	水難救護法施行細則	四九	船員の雇用の促進に関する特別措置法	二四〇
さ		水難救護法施行令	五〇	船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則	二四一
最低賃金法	一七三	水路業務法	五一	船員の雇用の促進に関する特別措置法施行令	二四二
産業標準化法	一七三	水路業務法施行規則	五二	船員の最低賃金に関する省令	二四九
産業標準化法施行規則	一七九	水路業務法施行令	五三	船員の労働条件等の検査等に関する規則	二三八
し		水路業務法施行令	五四	船員派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針	二四七
指定海域への入域に関する通報の方法に関する告示	一八〇	船位通報制度に関する告示	五五	船員法	二四七
指定海上防災機関に関する省令	一七五	船員災害防止活動の促進に関する法律	五六	船員法第一條第二項第二号の港の区域の特例に関する政令	二四〇
指定漁船に乗り組む船員の有給休暇に関する省令	二九九	船員災害防止活動の促進に関する法律施行規則	五七	船員法第一條第二項第一号の港の区域を指定する件	二四一
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(抄)	一〇一	船員職業安定法	五八	船員法第一條第二項第三号の漁船の範圍を定	二四二
乗船履歴に係る職務の内容の記録に関する告示	二五九	船員職業安定法施行規則	五九		

める政令……………	二〇四	船員法施行規則第五十六條第二項の規定に基 づく国土交通大臣が告示で定める漁船……………	三二五
船員法第一条第二項第三号の漁船の範囲を定 める政令第二号の漁船の範囲を定める省令……………	二〇五	船員法施行規則第七十七条の六第一項の規定 に基づき、運輸大臣が告示で定める基準を 定めた件……………	三二五
船員法第六十条第二項及び第六十二条第一項 の労働時間に係る暫定措置に関する政令……………	二〇三	船員法施行規則第七十七条の七第四項第二号 及び第五項第二号並びに第九号表第四号2 及び第十号表第二号1の規定に基づき、国 土交通大臣が告示で定める基準に適合する 講習の内容を定める件……………	三二五
船員法第六十四条の二第一項の協定で定める 労働時間の延長の限度に関する基準……………	二〇三	船員法施行規則第七十七条の九の国土交通大 臣が定める基準……………	三二六
船員法第八十条第三項の食料表……………	二〇四	船員法施行規則第七十七条の十一第一項の国 土交通大臣が定める基準……………	三二六
船員法第一百四十一条の規定により市町村が 処理する事務に関する政令……………	二〇六	船員法施行規則第七十七条の十二第三項第二 号等の国土交通大臣が定める基準に適合す る講習の内容……………	三二六
船員法第一百四十一条の市町村長を指定する 告示……………	二〇七	船員法施行規則第七十七条の十四第一項の国 土交通大臣が告示で定める基準……………	三二七
船員法第一百七十七条の三の国土交通大臣が定め る危険物又は有害物を定める件……………	二〇七	船員法施行規則第七十八条の二第一項の規定 に基づき運輸大臣が告示で定める基準……………	三二七
船員法第十八条の三の主務大臣の定める速 力……………	二〇七	船員法施行規則第七十八条の二の二第一項の 規定に基づく運輸大臣が告示で定める基準……………	三二七
船員法関係手数料令……………	二〇七	船員法施行規則第八号表第三号2(1)から(4)ま での規定に基づき、国土交通大臣の指定す る海技大学校等の講習料の課程を定める告 示……………	三二七
船員法施行規則……………	二〇八	船員法施行規則第九号表第一号1、第二号1 及び第三号1の規定に基づく国土交通大臣 が告示で定める基準……………	三二七
船員法施行規則第三条の三第一項第一号の航 路を指定した件……………	二〇八	船員法施行規則第九号表第四号1(2)及び第五 号1(2)の規定に基づく国土交通大臣が告示 で定める基準……………	三二七
船員法施行規則第三条の十六の船舶を定める 告示……………	二〇八	船主相互保険組合法施行規則……………	三二八
船員法施行規則第十二条第三項第三号に規定 する航路を定める告示……………	二〇九	船主相互保険組合法施行規則……………	三二八
船員法施行規則第二十八条第一項の運輸支局 及び海事事務所を指定する件……………	二〇九	船主相互保険組合法施行令……………	三二八
船員法施行規則第五十三条第一項に掲げる船 舶に備え付ける医薬品その他の衛生用品の 数量を定める告示……………	二〇九	先進船舶の対象範囲を定める告示……………	三二八
船員法施行規則第五十三条第一項第三号の規 定に基づく国土交通大臣の指定する漁船……………	二〇九	船籍港の所在地を管轄する登記所が二以上あ る船舶の管轄登記所を指定する省令……………	三二八
		船体及び排水設備の材料の要件を定める告示……………	三二八
		船体及び排水設備の溶接継手部の溶接施工方 法及び溶接材料の要件を定める告示……………	三二八
		船体の強度を保持するための構造の基準等を 定める告示……………	三二八
		船体の水密を保持するための構造の基準を定 める告示……………	三二八
		船員労働安全衛生規則に基づく運輸大臣が指 定する薬品……………	三二八
		船員労働安全衛生規則により運輸大臣の指定 する衛生上有害な物……………	三二八
		船員労働安全衛生規則の規定に基づく運輸大 臣の指定する常用危険物……………	三二八
		船員労働統計調査規則……………	三二八
		船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を 定める告示……………	三二八
		船主相互保険組合法……………	三二八
		船主相互保険組合法施行規則……………	三二八
		船主相互保険組合法施行令……………	三二八
		先進船舶の対象範囲を定める告示……………	三二八
		船籍港の所在地を管轄する登記所が二以上あ る船舶の管轄登記所を指定する省令……………	三二八
		船体及び排水設備の材料の要件を定める告示……………	三二八
		船体及び排水設備の溶接継手部の溶接施工方 法及び溶接材料の要件を定める告示……………	三二八
		船体の強度を保持するための構造の基準等を 定める告示……………	三二八
		船体の水密を保持するための構造の基準を定 める告示……………	三二八

法令索引

船内における食料の支給を行う者に関する省令……………	三三〇	船舶安全法施行規則第二条第二項第一号イ(3)の水域を定める件……………	八四四	船舶安全法施行規則に規定する定期検査等の準備を定める告示……………	八四四
船内における食料の支給を行う者に関する省令第二条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準……………	三三三	船舶安全法施行規則第二条第二項第三号りの用途を定める告示……………	八四三	船舶安全法の一部を改正する法律附則第二条第四項の船舶の範囲を定める省令……………	七〇六
船内の管系及び電路の系統の識別標準……………	三四〇	船舶安全法施行規則第二条第二項第六号の水域を定める件……………	八四二	船舶安全法の規定に基づき、事業場の認定に関する規則……………	八六三
船舶安全法……………	六九七	船舶安全法施行規則第二条第二項第七号の船舶を定める告示……………	八四一	船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令……………	六八二
船舶安全法第三十二条の漁船の範囲を定める政令……………	七〇七	船舶安全法施行規則第四条の二第二項第三号の水域を定める告示……………	八四〇	船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令……………	六八三
船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令……………	七〇七	船舶安全法施行規則第十九条第三項第三号の二ただし書の告示で定める要件を定める告示……………	八三九	船舶機関規則……………	三三九
船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令……………	七〇七	船舶安全法施行規則第十九条の三第二号及び第六十条の四第一項の規定に基づく告示……………	八三九	船舶気象通報規程……………	三三五
船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第六条の規定による船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定の技術的代替え等に関する省令……………	二六六	船舶安全法施行規則第四十七条の七第四号の検査業務の信頼性を確保するための措置に関する事項及び第四十七条の二十一第五号の検査業務の信頼性を確保するための措置に関する事項を定める告示……………	八三九	船舶救命設備規則……………	一四五
船舶安全法施行規則……………	七〇九	船舶安全法施行規則第六十条の六第二項のデジタル選択呼出装置の要件を定める告示……………	八三九	船舶区画規程……………	一四五
船舶安全法施行規則第一条第四項の特殊な構造又は設備を有する船舶を定める告示……………	八四三	船舶安全法施行規則第六十三条の救命施設、海上救助隊並びに捜索及び救助業務に従事している航空機と遭難船舶又は遭難者との間の通信に使用する信号並びに捜索及び救助業務に従事している航空機が船舶を誘導するために使用する信号の方法並びにその意味を定める等の件……………	八三九	船舶区画規程第三十九条の二の装置等及び船内の場所を定める告示……………	一六九
船舶安全法施行規則第一条第六項ただし書の港の区域を定める件……………	八四二	船舶安全法施行規則第六十五条第一項の告示で定めるスズの含有率を定める告示……………	八三九	船舶通報通報装置の設置に関する技術上の基準の細目を定める告示……………	一六九
船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示……………	八四三			船舶構造規則……………	一七〇
船舶安全法施行規則第一条第十二項の水域を定める告示……………	八四四			船舶構造規則第六十四条の告示で定めるスズの含有率を定める告示……………	一七五
				船舶取支動化設備特殊規則……………	一三〇
				船舶取支細表等の様式……………	一三五
				船舶消防設備規則……………	一四四
				船舶職員及び小型船舶操縦者法……………	二四九
				船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の二第二項の国土交通大臣が定める講習の課程を定める告示……………	二四七



船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二 条第二項第一号の船舶を指定する件……………	二四二	船舶設備規程……………	一三三	標準等を定める告示……………	一六三
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二 条第二項第一号の船舶を指定する件……………	二四二	船舶設備規程第一百五十一条の二十八の安全通行 設備の基準を定める告示……………	一四〇	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法 律……………	一七三
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二 条第二項第四号の告示で定める船舶を定め る告示……………	二四四	船舶設備規程第一百五十条の三十二第一項のガ ス等を定める告示……………	一四五	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法 律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が 定める物質を定める告示……………	一七四
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二 条の七の国土交通大臣が告示で定める基準 を定める告示……………	二四五	船舶設備規程第二百八十八条第一項の動力ヒ ルジポンを定める告示……………	一四四	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法 律施行規則……………	一七七
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二 条第一項及び第六十六条の地方運輸局等を 指定する告示……………	二五八	船舶等型式承認規則……………	八七	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法 律施行令……………	一七六
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第六 十八条第二号イの海域を指定する件……………	二三八	船舶等型式承認規則第一条第一項ただし書の 物件を定める告示……………	六〇	船舶の消防設備の基準を定める告示……………	一五五
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第六 十條の国土交通大臣が告示で定める再教 育講習の基準……………	二六〇	船舶登記令……………	五五	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律 施行令……………	四七三
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第百 四十五条第三号の国土交通大臣が告示で定 める事業の用に供する小型船舶……………	二六三	船舶と港長との間の無線通信による連絡に関 する告示……………	三三九	船舶の操舵の設備の基準を定める告示……………	一四四
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第百 四十条の国土交通大臣が告示で定める再教 育講習の基準……………	二六四	船舶における騒音防止の措置を定める 告示……………	三三七	船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を 定める告示……………	一四〇
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の国 土交通大臣が告示で定める国際航海を定め る件……………	二六九	船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する 省令……………	三三七	船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて 海洋において処分することができないものの 水質の基準を定める省令……………	三七〇
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表 第六備考2の国土交通大臣が別に定める基 準を定める告示……………	二七〇	船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する 省令第五条第三号の規定に基づき国土交通 大臣の指定する漁業を定める告示……………	三三七	船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて 海洋において処分することができないものの 水質の基準を定める省令第二号の国土交通 大臣が定める方法……………	三七五
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令……………	二七五	船舶に標示する船名に用いることができる記 号……………	三三六	船舶のトン数に関する証書交付規則……………	六六八
船舶職員法の一部を改正する法律の施行に伴 う経過措置を定める省令……………	二八二	船舶による危険物の運送基準等を定める告示 （抄）……………	三三六	船舶のトン数の測定に関する法律……………	六六八
船舶職員法の一部を改正する法律の施行に伴 う経過措置を定める省令……………	二八二	船舶による放射性物質等の運送基準の細目等 を定める告示……………	一〇五	船舶のトン数の測定に関する法律施行規則……………	六六一
船舶職員法の一部を改正する法律の施行に伴 う経過措置を定める省令……………	二八七	船舶の構築数等を定める告示……………	一四三	船舶のトン数の測定に関する法律施行令……………	六四〇
		船舶の区画の水密を保持するための設備の基 礎……………	一四三	船舶の排水設備の基準を定める告示……………	二九八

船舶の防火構造の基準を定める告示	一五二	地方公共団体の手数料の標準に関する政令(抄)	一〇五	六条第三項及び第五項の外国を定める告示	一五
船舶復原性規則	一三〇	貨金の支払の確保等に関する法律	三三〇	特別とん税法施行令	四三二
船舶復原性規則第二十六条の仮想状態を定める告示	一三八	貨金の支払の確保等に関する法律施行令	三三四	特別とん税法	四三九
船舶保安認定書等交付規則	二九〇	と	三三〇	特別とん税法施行令	四三二
船舶法	二九三	登記手数料令(抄)	五〇	特別とん税法施行令	四三二
船舶防火構造規則	一五五	登録海技免許講習の必要履修科目の講習時間	二五〇	特別とん税法施行令	四三二
船舶法施行細則	五八	等の講習の内容の基準等を定める告示	二五〇	特別とん税法施行令	四三二
船舶油濁等損害賠償保障法	四七四	登録海技免状更新講習等の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示	二六〇	特別とん税法施行令	四三二
船舶油濁等損害賠償保障法施行規則	四九五	登録小型船舶教習所の教習の内容の基準等を定める告示	二六〇	特別とん税法施行令	四三二
船舶油濁等損害賠償保障法施行令	四九三	登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示	二六〇	特別とん税法施行令	四三二
船舶油濁等損害賠償保障法施行令第二項第二号及び第三項第二号の総トン数を定める告示	四九四	登録操縦免許証更新講習等の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示	二六〇	特別とん税法施行令	四三二
総合海洋政策本部令	四七三	登録電子海図情報表示装置講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容、講習の方法等の基準を定める告示	二六〇	特別とん税法施行令	四三二
倉庫業法	二〇四	登録電子通信移行講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示	二五七	特別とん税法施行令	四三二
倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示	二〇四	登録水先人養成施設の必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準等を定める告示	二七三	特別とん税法施行令	四三二
倉庫業法施行規則	二〇六	登録免許税法(抄)	三三七	特別とん税法施行令	四三二
倉庫業法施行令	二〇〇	特殊貨物船舶運送規則	二二七	特別とん税法施行令	四三二
造船機械統計調査規則	三〇一	特殊貨物船舶運送規則第七條第二項並びに船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第	二二七	特別とん税法施行令	四三二
造船法	一六五	特殊貨物船舶運送規則	二二七	特別とん税法施行令	四三二
造船法施行規則	一六八	特殊貨物船舶運送規則	二二七	特別とん税法施行令	四三二
造船法施行令	一六八	特殊貨物船舶運送規則	二二七	特別とん税法施行令	四三二
その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示	二六三	特殊貨物船舶運送規則	二二七	特別とん税法施行令	四三二
た	二六三	特殊貨物船舶運送規則	二二七	特別とん税法施行令	四三二
大気汚染防止検査対象設備の技術上の基準を定める告示	三三六	特殊貨物船舶運送規則	二二七	特別とん税法施行令	四三二
ち	三三六	特殊貨物船舶運送規則	二二七	特別とん税法施行令	四三二
地方運輸局組織規則(抄)	四〇〇	特殊貨物船舶運送規則	二二七	特別とん税法施行令	四三二
	四〇〇	特殊貨物船舶運送規則	二二七	特別とん税法施行令	四三二



内航海運業報告規則……………	一七四
内航海運業法施行規則……………	一五九
内航海運組合法……………	一八四
内航海運組合法施行規則……………	一九九
内航海運組合法施行令……………	一九八
内航海運統計調査規則……………	三二〇
二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令……………	三六七
日英開船舶検査互認方二開スル件……………	一四三
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律……………	一七〇
日本船舶であることの証明書交付規則……………	五五三
は	
廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令……………	三六三
排他的経済水域及び大陸棚に関する法律……………	四五〇
排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令……………	三九四
排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令……………	三九四
排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく国土交通省令の適用関係の整理に関する省令……………	三九七

派遣先が講ずべき措置に関する指針……………	二四〇
ばら積み固体貨物を運送する船舶についての構造要件を定める告示……………	二〇六
ひ	
標準運送約款……………	七
標準外航利用運送約款……………	一四
標準内航利用運送約款……………	一七
標準内航利用運送約款……………	一七
ふ	
物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(抄)……………	二六三
埠頭保安規程等に係る重要な事項に関する告示……………	二九二
埠頭保安規程等に記載すべき事項に関する告示……………	二九二
埠頭保安設備等に係る技術上の基準の細目を定める告示……………	二九二
武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律……………	二九八
武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律施行令……………	二九三
武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律……………	二九四
分離通航方式に関する告示(抄)……………	二九六
ほ	
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律……………	三六二
本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法……………	二〇二
ま	
満載喫水線規則……………	一五九
満載喫水線規則第二十六条第一項第一号の告示……………	一五九

示で定めるものを定める告示……………	一六四
み	
水先法……………	二六九
水先法施行規則……………	二六九
水先法施行規則第九条の三第二項、第十条第二項及び第十四条第一項第五号の国土交通大臣が定める医師を定める告示……………	二六七
水先法施行規則第二十二條の五第五号の国土交通大臣が定める基準を定める告示……………	二六七
水先法施行規則の一部を改正する省令附則第四項の国土交通大臣が定める回数等を定める告示……………	二六七
水先法施行令……………	二六七
未払賃金の立替払事業に係る船員の立替払賃金の請求の手続等に関する省令……………	二三〇
ゆ	
有害液体物質等の範囲から除かれる液体物質を定める省令……………	三五四
有害液体物質の排出率等を定める省令……………	三五七
よ	
溶接工の技りょうに関する試験の方法等を定める告示……………	二八七
余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令……………	三五八
り	
離島航路整備法……………	二五三
離島航路整備法施行規則……………	二五四
領海及び接続水域に関する法律……………	四四九
領海等における外国船舶の航行に関する法律……………	二五四
領海等における外国船舶の航行に関する法律施行規則……………	二五六

領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令	五五四
臨時船舶建造調整法	一七〇七
臨時船舶建造調整法第二条の規定に基づく船舶の建造許可の判断の基礎となる事項	一七一
臨時船舶建造調整法施行規則	一七〇
臨時船舶建造調整法施行令	一七〇九
ろ	
労働関係調整法	三三九
労働関係調整法施行令	三三四
労働基準法(抄)	三〇七
労働組合法	三三〇
労働組合法施行令	三三四
ローロン・ローloff貨物区域等を有する船舶の電気設備の基準を定める告示	一四三